

第46期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年3月28日（木曜日）
午前10時00分

場所

鹿児島市新照院町41番1号
SHIROYAMA HOTEL kagoshima
(城山ホテル鹿児島) 4階アイリス

〔末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。〕

目次

第46期定時株主総会招集ご通知 1

[添付書類]

事業報告	3
計算書類	17
監査報告書	27

[株主総会参考書類]

第1号議案 剰余金の処分の件	29
第2号議案 取締役1名選任の件	29
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	30

証券コード 3671
2019年3月13日

株 主 各 位

鹿児島市加治屋町12番11号
ソフトマックス株式会社
代表取締役社長 永里義夫

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 興

記

1. 日 時 2019年3月28日（木曜日） 午前10時00分

2. 場 所 鹿児島市新照院町41番1号
SHIROYAMA HOTEL kagoshima（城山ホテル鹿児島）4階アイリス
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第46期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（アドレス <http://www.s-max.co.jp>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2018年1月1日から)
(2018年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善による消費の持ち直し、企業収益の向上による底堅い設備投資などを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかし一方では、米国発の保護貿易主義の顕在化による貿易摩擦、各国の政治問題、地政学的リスクもあることから、先行き予断を許さない状況が続いております。

当社の事業に係る医療分野では、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制構築のため、また、医療費抑制に向けた様々な施策を国が推進しています。4月には、「地域包括ケアシステムの構築」、「質の高い医療の実現・充実」、「医療従事者の働き方改革」等の方針をふまえた、平成30年度診療報酬改定が実施されました。また、「地域医療構想」による都道府県主導の取り組みも始まり、各地域の医療機関において、病床機能の再編、「地域包括ケアシステム」の構築に対応した医療と介護の連携、さらには医療従事者の働き方改革等経営改善に向けた取り組みが進められています。さらに6月には、「未来投資戦略2018」が閣議決定され、次世代ヘルスケアシステムの構築がテーマに掲げられました。このような状況を背景に、医療情報システム業界では、クラウド化の推進、AIの活用、介護との連携をベースにしたデータ利活用、多職種連携、オンライン診療などの「新しい健康・医療・介護システム」の開発、基盤構築、普及推進が求められています。

このような状況の下、当社では、Web型電子カルテシステムを中心に、同システムの導入率の低い中小規模病院への拡販を従来どおり展開するとともに、一方では、地域医療の中核を担う有力病院グループ、全国に展開している公的あるいは民間病院グループなどへのクラウド型システム導入のアプローチも進めてまいりました。また、開発・技術部門では、システム機能の充実と信頼性の確保という方針を基に、自社で行うシステムの機能強化、レベルアップとともに、AIの活用、介護、その他医療サービス関連分野での他社との連携の可能性を探り、さらには、顧客医療機関に対するサポート体制の強化、顧客満足度の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高3,321,432千円（前期比0.9%増）、営業利益252,469千円（前期比56.1%増）、経常利益276,245千円（前期比48.0%増）、当期純利益175,150千円（前期比96.3%増）となりました。

【種類別の売上高の状況】

当事業年度の売上高を種類別にみてみると、以下のとおりとなりました。

品目	金額	構成比	前期比
システムソフトウェア	1,462,797千円	44.0%	95.5%
ハードウェア	736,293千円	22.2%	114.5%
保守サービス等	1,122,341千円	33.8%	100.3%
合計	3,321,432千円	100.0%	100.9%

②設備投資の状況

当事業年度における設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

当事業年度における資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

	第43期 自 2015年1月1日 至 2015年12月31日	第44期 自 2016年1月1日 至 2016年12月31日	第45期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第46期(当期) 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
売上高(千円)	3,021,078	3,844,211	3,292,930	3,321,432
営業利益又は営業損失(△)(千円)	67,607	△145,807	161,700	252,469
経常利益又は経常損失(△)(千円)	104,071	△108,702	186,684	276,245
当期純利益(千円)	53,425	1,091	89,239	175,150
1株当たり当期純利益(円)	26円89銭	0円55銭	44円92銭	88円17銭
総資産(千円)	4,743,435	4,446,110	4,485,351	4,694,426
純資産(千円)	1,639,110	1,600,472	1,649,983	1,785,404

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国の医療・介護分野の需要がますます増大、多様化していく中、当社は、医療情報システムに特化し、市場の成長をとらえた事業の推進を図ってまいりました。近年、医療機関の経営は、より一層の効率化、質の高い医療サービスの提供が求められており、医療情報システムの役割も、診療データの記録という一次利用から、共有・統計・分析など、データの二次利用への要求が高まっています。当社の総合医療情報システムの核となるWeb型電子カルテシステムは、システムで管理される膨大なデータを基にした、多目的検索エンジンの機能、クラウドによるデータ管理の推進等により、医療情報の共有化に対応しており、医療機関の「医療の質の向上」と「経営改革」に寄与するものと思われます。当社としては、医療情報の共有化は地域医療連携に進展していくことから、Web型電子カルテシステムの特徴を活かし、クラウドをベースとした、広域、グループでの医療情報の連携、さらには介護との連携を推進していくことを今後の事業展開の柱と考えており、加えて、医療機関の診療データをデータセンターでお預かりするバックアップサービス、AIを活用したサービスのご提供など、医療情報システムを通してわが国の医療に貢献してまいります。

当社は、このようなを経営方針を具現化するため、以下の課題に取り組む所存であります。

① 顧客満足度の向上

当社は、長年蓄積されたノウハウを活かし、医療機関のニーズに応え、また、国の医療政策に適応すべく、システムの開発、機能強化を進めてまいりましたが、顧客ニーズに合致した、さらなる品質の向上を図り、安全性と信頼性のある製品の提供に努めてまいります。また、システム稼働後の、サポート体制の品質を向上させるため、顧客満足度の調査を行い、顧客への迅速的確な対応を推進してまいります。

② 営業基盤強化、ブランド力アップ

当社は、全国的な営業展開、特に東日本地域での営業基盤拡大を目指しておりますが、従来の営業手法を刷新し、病床規模に対応した営業体制の強化、フォーカスエリア、対象とする病院の明確化等、新たな営業展開を強化してまいります。また、医療、医療機関に係るマーケットの各種情報をいち早くとらえ、お客様のニーズに応えられるきめ細かい提案型営業を積極的に行ってまいります。さらには、ブランド力のアップを図るため、広報活動を充実・強化してまいります。

③ 人材の育成、教育

今後の医療情報システムの導入案件の増加に対応するためには、技術、開発各部門人員のレベルアップのための教育、キャリアパスが不可欠になります。レベルアップした人員の適正配置により、顧客満足度の向上と、原価低減に努めてまいります。さらに、サービスの多様化やシステムの機能充実へ対応すべく、社員のキャリアマップを作成し、個々に必要な知識習得を推進することにより、一層のレベルアップを図り、お客様のニーズに応えられる人材の育成と体制強化を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

- ① 総合医療情報システムの開発・販売及び導入指導業務
- ② ソフトウェア・ハードウェア保守業務

(6) 主要な事業所 (2018年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 店	鹿児島県鹿児島市
本 社	東京都品川区
東 京 支 店	東京都品川区
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市青葉区
秋 田 営 業 所	秋田県秋田市
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市西区
大 阪 支 店	大阪府大阪市淀川区
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区
熊 本 営 業 所	熊本県熊本市中央区
宮 崎 営 業 所	宮崎県宮崎市
本 店 営 業 部	鹿児島県鹿児島市

(注) 上記のほか、国内5か所に出張所を設置しております。

(7) 従業員の状況 (2018年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
154名	5名減	40.7歳	11.5年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマー8名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	百万円 1,152

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2018年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,446,000株

(2) 発行済株式の総数 1,986,500株
(うち自己株式47株)

(3) 株 主 数 1,080名

(4) 大 株 主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社リンクス	500,000	25.17
野 村 俊 郎	418,000	21.04
株式会社エムティーアイ	120,300	6.06
株 式 会 社 青 雲	98,800	4.97
株式会社鹿児島銀行	80,000	4.03
宗 教 法 人 観 光 寺	51,800	2.61
ソ フ ト マ ッ ク ス 従 業 員 持 株 会	32,200	1.62
永 里 義 夫	28,000	1.41
中 園 政 秀	26,500	1.33
森 田 道 知	24,200	1.22

(注) 持株比率は、自己株式47株を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2018年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	野 村 俊 郎	—
代表取締役社長	永 里 義 夫	—
取締役副社長	松 島 努	営業統括担当兼東京支店長
常務取締役	島 森 千恵子	東日本営業担当
常務取締役	濱 平 耕 一	管理本部担当
常務取締役	武 藤 哲 司	九州地区統括担当兼福岡支店長
常務取締役	齊 藤 克 司	ソリューション部担当
取 締 役	上 田 大 輔	ヘルスケアシステム技術部担当 福元法律事務所所長 弁護士
取 締 役	福 元 紳 一	(株)新日本科学社外取締役 コーツ工業(株)社外取締役
常勤監査役	稻 村 修 一	—
監 査 役	高瀬 学	—
監 査 役	徳 留 利 幸	税理士法人甲南総合会計代表社員 税理士

(注) 1. 取締役福元紳一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

また同氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

2. 監査役高瀬学氏及び徳留利幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

また両氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

3. 監査役徳留利幸氏は、税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該限定責任が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務執行について、善意でかつ重大な損失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	116,028	110,555	—	5,472	9名
監査役 (社外監査役を除く)	6,245	6,000	—	245	1名
社外取締役	1,200	1,200	—	—	1名
社外監査役	2,640	2,640	—	—	2名
合計	126,113	120,395	—	5,717	13名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2006年3月30日開催の第33期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2003年3月7日開催の第30期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記の報酬等の総額及び対象となる役員の員数には、2017年12月31日付で退任した取締役1名分が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役福元紳一氏は、当社が顧問弁護士業務を依頼しております福元法律事務所の所長であります。また、同氏が兼職しておりますコーツ工業株式会社及び株式会社新日本科学と当社との間に特別な利害関係はありません。
- ・監査役徳留利幸氏は、税理士法人甲南総合会計の代表社員であります、同法人と当社の間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	福元紳一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、弁護士という立場での企業法務の観点から、また、多くの企業の経営相談に携わった経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保、取締役の職務執行に関する重要事項について、助言・発言を行っております。
監査役	高瀬学	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会については、13回すべてに出席しました。上場会社の管理職の経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
監査役	徳留利幸	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会についても、13回すべてに出席しました。税理士としての企業会計・税務の専門性、また、多くの企業の経営に係った経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
19,500	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、社会から信頼され、社会的責任を果たす永続企業であるためには、コンプライアンスの徹底が経営の重要課題であると認識しております。このような考えのもと、当社は、2005年9月1日に「企業行動基準」を制定し、全役職員が高い倫理観に基づいて行動し、公正かつ透明性の高い経営体制の確立を目指しております。また、同基準の具体的な行動指針として、「コンプライアンスガイドライン」を定め、その運用管理を担当するコンプライアンス委員会も設置しております。代表取締役社長を委員長（コンプライアンス全体に関する総括責任者）として、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行ってまいります。

②当社は、法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室を設置しております。内部監査室は、各業務が法令、定められた社内規程に従って、適正かつ合理的に執行されているか定期的に監査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、問題がある事項については、速やかな改善要請を各部署へ指示しております。また、監査役とも連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告しております。

③当社は、取締役及び使用人が社内外（常勤監査役・担当取締役・顧問弁護士）に匿名で相談・申告できる内部通報制度を設け、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の受け皿とすることにより、コンプライアンスの重要性を共有する体制を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報開示管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理しております。
②経営に関する重要情報については、閲覧権限を明確化し周知徹底するとともに、その取扱いに関する全役職員への教育を実施し、情報管理体制の強化を図ってまいります。また、関連規程については、必要に応じて適時見直し、改善を図ってまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「危機管理規程」を2005年9月1日に制定し、当該規程にそって適切な危機管理体制を整備しております。
②危機発生を未然に防ぐため、内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、法令定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しています。
③有事の際は、「危機管理規程」に従い、代表取締役社長が対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとっております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会を毎月開催するほか、同会議での決議を迅速、且つ円滑に行うため、取締役、執行役員及び部門責任者から構成する「経営会議」を、毎月定期的に開催しております。当社は、経営会議を、取締役会に次ぐ意思決定機関と位置づけ、経営に係わる諸事項の審議を行うとともに、取締役会で承認された中期経営計画及び単年度事業予算の組織毎の目標・方針・重点施策に関し、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックする業績管理も行っております。代表取締役社長は、乖離に対する是正を各担当取締役、執行役員に指示することにより、業務執行を適切に管理しております。また、これらの審議のために必要な情報については、ＩＴを活用することにより、迅速かつ的確に各取締役が共有する体制になっております。
- ②業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の関連規程に基づき、全役職員の職務分担、権限を明確化し、適正な管理水準を維持できる体制としております。さらに、2011年12月に執行役員制度が導入されたことにより、経営と業務執行の分離が明確になり、より効率的な体制となっております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役の職務を補助する使用人を設置しておりません。但し、監査役からの求めに応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することといたします。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないことといたします。
- ③監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものといたします。

(6) 当社の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる体制になっています。

②取締役及び使用人は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知した場合の他、会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要な事項を、監査役に報告することとしています。

③上記の報告体制に関する実効性を確保するため、「監査役会規程」、「監査役監査基準」に基づき、その当該体制を明確化し、取締役及び使用人に対して周知いたします。

④当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底いたします。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものといたします。

②監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制になっています。

③監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社の課題、取り巻くリスク、監査上の課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を確保できる体制になっています。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

①当社は、反社会的勢力の排除は、企業に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、そのような団体・個人には、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

②基本方針を役員及び従業員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制になっています。また、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できる体制を構築してまいります。

(9) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表を作成するため、金融商品取引法の定めに従って、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保できる体制を構築してまいります。

上記内部統制システムの基本方針の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ①取締役会及び経営会議を毎月開催し、法令等で定めのある事項を審議するとともに、全社的な目標の進捗状況を確認し、また各部門においては、担当役員が職務分掌規程等に従い、その目標達成のための具体的な目標、行動計画を定め報告しております。
 - ②取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成、保管されており、また稟議書等職務の執行に係る重要な書類等も適切に保管、管理しております。
 - ③監査役は、取締役会及び経営会議に毎回出席しており、代表取締役との意見交換も行っております。また、会計監査人及び内部監査部門とも定期的に意見交換を行い、実効性のある監査を行っております。
 - ④規程の改定、新たな法令改正等については、逐一コンプライアンス情報として全役職員に配信するとともに、社内システム上でいつでも最新の情報が閲覧できる状態にしております。また、新入社員の入社時コンプライアンス研修も欠かさず実施しております。
-

以上のご報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,104,513	流動負債	1,540,137
現金及び預金	2,158,944	支 払 手 形	438,390
売掛金	705,227	買 掛 金	262,958
商品	619	1年内返済予定の長期借入金	527,540
仕掛品	183,018	リース債務	66
貯蔵品	844	未 払 金	133,155
前払費用	49,486	未 払 費 用	814
繰延税金資産	5,927	未 払 法 人 税 等	72,072
その他の	445	未 払 消 費 税 等	20,698
固定資産	1,589,912	前 受 金	52,356
有形固定資産	715,137	預 金	26,566
建物	194,574	前 受 収 益	5,516
構築物	825	固 定 負 債	1,368,884
車両	321	長 期 借 入 金	925,345
工具器具備品	6,707	退職給付引当金	294,452
土地	512,647	役員退職慰労引当金	133,430
リース資産	63	そ の 他	15,656
無形固定資産	73,054	負 債 合 計	2,909,021
ソフトウエア	66,241	純 資 産 の 部	
その他の	6,813	株 主 資 本	1,785,404
投資その他の資産	801,719	資 本 金	424,250
投資有価証券	29,936	資 本 剰 余 金	285,400
出資	50	資 本 準 備 金	285,400
繰延税金資産	93,312	利 益 剰 余 金	1,075,850
投資不動産	639,932	利 益 準 備 金	7,459
その他の	38,488	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,068,390
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,068,390
		自 己 株 式	△95
資 产 合 计	4,694,426	純 資 産 合 計	1,785,404
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,694,426

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,321,432
売 上 原 価	2,326,412
売 上 総 利 益	995,019
販売費及び一般管理費	742,550
営 業 利 益	252,469
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	180
受 取 賃 貸 料	55,428
そ の 他	243
	55,852
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10,319
賃 貸 費 用	21,440
そ の 他	315
	32,075
経 常 利 益	276,245
特 別 損 失	
関係会社株式評価損	10,000
税 引 前 当 期 純 利 益	266,245
法人税、住民税及び事業税	91,680
法 人 税 等 調 整 額	△585
当 期 純 利 益	91,095
	175,150

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：千円)

資本金	株 主 資 本								純資産 合計	
	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計			
	資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	424,250	285,400	285,400	7,459	932,969	940,429	△95	1,649,983	1,649,983	
当期変動額										
剩余金の配当					△39,729	△39,729		△39,729	△39,729	
当期純利益					175,150	175,150		175,150	175,150	
当期変動額合計	-	-	-	-	135,421	135,421	-	135,421	135,421	
当期末残高	424,250	285,400	285,400	7,459	1,068,390	1,075,850	△95	1,785,404	1,785,404	

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

売上時に損失が見込まれるプロジェクトに備えるため、当事業年度末手持プロジェクトのうち損失が見込まれ、かつ、損失を合理的に見積もることができる物件について、当該損失見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法の自己都合退職による期末要支給額）を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当期末要支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約
進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の受注契約

検収基準

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物	169,286千円
土地	381,912千円
投資不動産	600,285千円
計	1,151,483千円

② 担保に係る債務

長期借入金	1,152,885千円
-------	-------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	204,010千円
--------------------	-----------

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
------------------------	--

短期金銭債権	2,340千円
短期金銭債務	443千円

(4) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

支 払 手 形	65,519千円
---------	----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	13,028千円
仕入高	11,418千円
その他	17,717千円
合計	42,164千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,986,500株	1,986,500株

(2) 自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	47株	47株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月29日 定時株主総会	普通株式	39,729	20	2017年12月31日	2018年3月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年3月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額 59,593千円

(ロ) 1株当たり配当額 30円

(ハ) 基準日 2018年12月31日

(二) 効力発生日 2019年3月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因別の内訳

退職給付引当金	89,145千円
役員退職慰労引当金	40,696千円
未払事業税	4,964千円
その他	6,741千円
繰延税金資産小計	141,548千円
評価性引当額	△42,308千円
繰延税金資産合計	99,239千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な運転資金や設備投資に必要な資金は主に銀行借入により調達しております。営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金の一部は変動金利によるものであり、金利変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,158,944	2,158,944	—
(2) 売掛金	705,227	705,227	—
資産計	2,864,171	2,864,171	—
(1) 支払手形	438,390	438,390	—
(2) 買掛金	262,958	262,958	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	1,452,885	1,452,385	△499
負債計	2,154,234	2,153,734	△499

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

固定金利による長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられ、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	29,936

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

7. 貸貸等不動産に関する注記

(1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社では、鹿児島県及び福岡県その他の地域において、貸貸オフィス及び駐車場等の貸貸不動産を有しております。

(2) 貸貸等不動産の時価等に関する事項

当該貸貸等不動産の貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
835,362	771,986

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額 -千円

持分法を適用した場合の投資の金額 -千円

持分法を適用した場合の投資損失（△）の金額 △10,000千円

(注) 関連会社に対する投資の金額は、減損処理しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	株式会社リンクス	(被所有) 直接 25.18%	不動産管理 ホテル運営	本店社屋の賃借	17,717	前払費用	1,367

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額については、消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
 2. 当社の主要株主であり代表取締役会長の野村俊郎が議決権の100%を直接所有している会社であり、「役員及び個人主要株主等」に該当する会社であります。
 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 賃借料については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 898円 79銭
 (2) 1株当たり当期純利益 88円 17銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月7日

ソフトマックス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 竹之内 高 司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 寺 田 篤 芳	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソフトマックス株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月7日

ソフトマックス株式会社	監査役会
常勤監査役	稻 村 修 一
社外監査役	高瀬 利 学
社外監査役	徳 留 幸 以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績及び財務状況並びに今後の事業展開等を勘案し、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

(期末配当に関する事項)

① 配当財産の種類

金銭といいたします。

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき30円 配当総額59,593,590円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値や経営の透明性を更に向上させるため、社外取締役を増員し、新たに1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
西蔭 美和 (1971年7月4日)	1996年4月 東京女子医科大学病院 形成外科入局 1996年5月 医師免許取得 1997年10月 東京都立府中病院 形成外科 1998年4月 東京女子医科大学病院 麻酔科 2003年4月 総合病院国保旭中央病院 皮膚科 2008年11月 医療法人誠和会 西蔭メディカルクリニック 副院長（現任） 2018年6月 公益社団法人鹿児島市医師会 理事（現任）	2,000株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西蔭美和氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西蔭美和氏は、医師として、また女性目線での意見、アドバイスを当社の経営に生かしていただぐため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、本議案において社外取締役候補者である西蔭美和氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立社員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約ができる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である西蔭美和氏の選任が承認された場合、責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法定の最低責任限度額であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
ふくなが だいご 福永 大悟 (1947年8月22日)	1972年10月 福岡印刷センター協業組合入社 2004年3月 当社 監査役 2007年6月 グリーンコープかごしま生活協同組合監事（現任） 2011年6月 生活協同組合グリーンコープ連合監事 2016年3月 当社 監査役退任	—

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 福永大悟氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
 3. 福永大悟氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、これまでの当社の監査役、協同組合監事としての経験、実績等を当社の監査体制強化に活かしていただくためであります。

以上

株主総会会場ご案内図

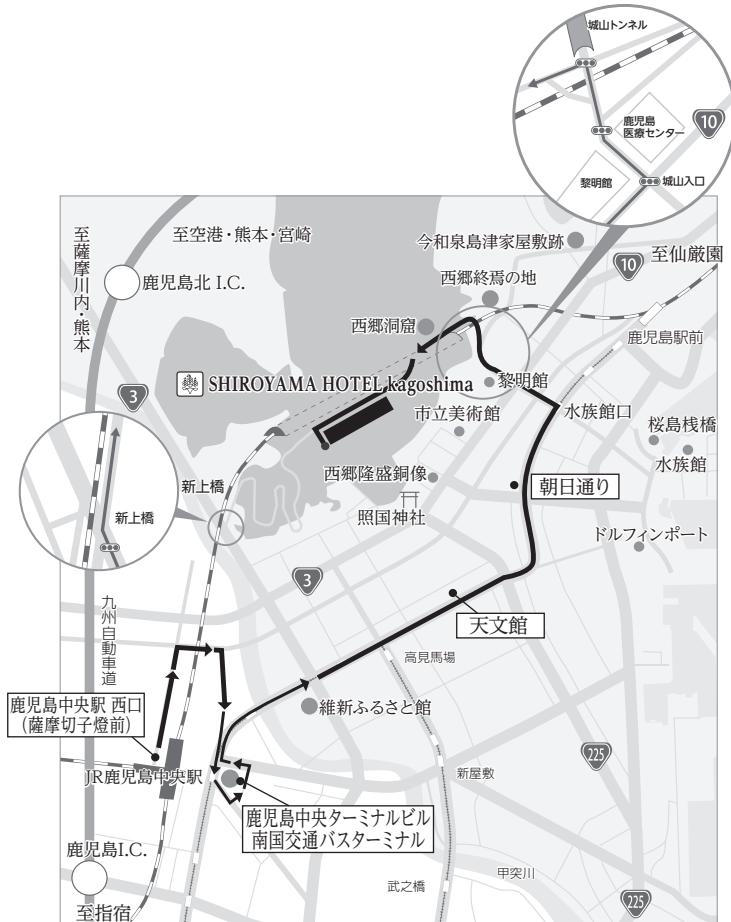
SHIROYAMA HOTEL kagoshima

(城山ホテル鹿児島) 4階アイリス

鹿児島県鹿児島市新照院町41番1号

TEL 099-224-2211

URL <http://www.shiroyama-g.co.jp>



交通のご案内：

車をご利用の場合

鹿児島空港より約40分

鹿児島中央駅より約10分

天文館より約10分

シャトルバスご利用の場合

鹿児島中央駅西口より約35分

中央ターミナルビルより約25分

天文館より約15分

・ ホテルのシャトルバス（無料送迎）が30分間隔で運行しております。

詳細なシャトルバスの運行状況につきましては、ホテルホームページにてご確認ください。



ミックス

責任ある木質資源を
使用した紙

www.fsc.org

FSC® C022915



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。